平成２３年 ９ 月 ８ 日

各　位

会 社 名　株式会社　福田組
代表者名　代表取締役社長　伊東　修之助
（コード：１８９９、東証第１部）
問合せ先　執行役員総務人事部長
小川　俊作
（TEL. ０２５－２６６－９１１１）

和解による損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ

当社は医療法人財団愛野会との損害賠償請求訴訟につきまして、大阪高等裁判所において係争中でありましたが、本件につきまして平成23年９月８日付けで和解が成立しましたのでお知らせいたします。

記

１．訴訟及び和解の概要

当社は、平成９年６月に竣工した「老人保険施設アルカディア建築工事　相野病院増改築工事」について、発注者である医療法人財団愛野会（所在地：兵庫県三田市東本庄2439番地、代表者理事長：大城明寛、以下「医療法人」といいます。）より、平成14年10月９日、神戸地方裁判所に、その施設の施工に瑕疵があるとして損害賠償を請求する訴訟を提起されました。その後、第一審判決を経て、双方が控訴し、大阪高等裁判所にて審理を行っておりましたが、控訴審の過程において、大阪高等裁判所より、心証開示の上、和解勧告を受け、また建物の安全配慮の観点も含め、社内でその是非を検討した結果、和解勧告を受け入れることが当社にとって合理的であるとの判断に至りました。その結果、平成23年９月８日付けで医療法人と当社との間で和解が成立し、本件訴訟は円満に解決いたしましたことをご報告いたします。

和解の概要は以下のとおりです。

① 当社は、医療法人に対し、医療法人がその施設の建替及び補修に充てるため、和解金として８億5000万円の支払い義務があることを認める。
② 医療法人は、本和解後、その施設の建替又は補修を行う。
③ 当社と医療法人は、上記のほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。

なお、当該施設の施工にあたりましては、医療法人が紹介した施工業者が一括下請業者となり施工することを前提に元請施工者となることを要請され、一括下請による施工形態をとっておりました。

なお、当社においては、この施工業者は、当該施設についてのみ下請けとして契約しており、これ以外の契約実績はございません。この施工業者は既に倒産し、設計事務所も存否は不明であります。

このような状況において当社といたしましては、施設の安全に配慮し、和解に応じ訴訟を終了させ、医療法人が速やかに当該施設の建替又は補修を行うことができるようにすることが、社会的責任を果たすことにもなると判断いたしました。

２．今後の見通しについて

本件訴訟に係る損失につきましては、平成 23 年８月 12 日に開示しましたとおり、関係請負人の負担金額等を控除した当社負担見込金額 683 百万円余を平成 23 年 12 月期第２四半期において、賠償損失引当金として特別損失に計上しております。また、この和解による解決金の負担は、平成 23 年 12 月期通期の連結業績予想に織り込み済みであることから、業績予想の変更はありません。

以　上

（参考）当期連結業績予想（平成 23 年８月 12 日公表分）及び前期連結実績　（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 （平成 23 年 12 月期）	104,000	100	0	△700
前期連結実績 （平成 22 年 12 月期）	113,469	1,740	1,687	921